

(1)本表は照明学会が行っているCPD教育プログラムについてのCPDポイントを示している。今回対象外とした他学協会などのプログラムについては協定が成立した時点で追加していく。また他学協会との今後の協議によっては表のCPDポイント数が増えることもある。

(2)他学協会のCPD教育プログラムを受講した場合、受講証を添えて申請されれば、下記の表に従って照明プロフェッショナル資格更新のためのCPDポイントとして認定する。

教育プログラムの種類	番号	項目	ポイント	件当り上限	年間上限	説明
1・参加学習型	1-1	照明学会主催・共催の各種大会、公開研究会、講演会・シンポジウムなどへの参加・聴講	会1回につき一律5ポイント	-	-	・ポイント数は開催日数・時間数に関係なく一律。 ・参加証、参加費領収書など、該当することを示す資料提示が必要。
	1-2	他の学協会(学術団体、公益法人、工業会を含む、以下同じ)主催・共催の各種大会、公開研究会、講演会・シンポジウムなど、又は公的な技術資格更新時の講習会等の受講	1×H (H:参加等の時間)	1回/5P	-	・該当することを示す資料提示が必要(時間による場合は休憩時間を除く時間も)。
	1-3	民間主催講演会、セミナー、講習会などへの参加・聴講	-	-	-	対象外
	1-4	企業内研修、教育、セミナーへの参加	-	-	-	対象外
	1-5	企業内OJTの受講	-	-	-	対象外
2・情報提供型	2-1	単独での登壇等による発表	10P/件	-	-	・該当することを示す資料提示が必要。 ・他学協会が公式に主催・共催する大会等における発表。 ・ポスター発表形態のものを含む。
	2-2	他との共同による登壇での発表	5P/件	-	-	・左記の単独・共同の区分は、対象論文等の執筆者数等に依拠しない。 ・同一テーマ等を異なる複数の大会等で発表したときは、1回のみ計上。 ・論文掲載等、他の項目にも該当する場合は、各々計上可。
	2-3	学会誌(学術団体発行の刊行物を含む、以下同じ)掲載の論文(査読付き)の筆頭者	30P/件	-	-	・他学会誌の場合、掲載を示す資料提示が必要。 ・外国語版の学会誌を含む。
	2-4	学会誌掲載の論文(査読付き)の共著者	10P/件	-	-	・論文の要約紹介など、論文全文が掲載されていないものを除く。
	2-5	学会誌の論文(査読なし)、学会誌の特集論文の著者・共著者	2P/ページ	-	-	
	2-6	年報号への寄稿主査活動	2P/ページ	-	-	
	2-7	照明分野における著作、執筆活動(未公表のもの、他の該当項目に伴って著作したものを除く(例えば大会発表資料の著作など))及び講評	2P/ページ	60P/件 解説・論説等の場合は10P/件	-	
	2-8	照明教育に関わるテキストの執筆	2P/ページ	10P	-	
3・技術提供型	3-1	照明学会の委員会・分科会活動・支部活動 (A)委員長・副委員長・幹事長・支部長・幹事又はそれらと同等役職 (B)委員 (C)論文査読者	(A)の場合 10P/年度/委員会等 (B)の場合 5P/年度/委員会等 (C)の場合 5P/査読件数	-	20P	・照明学会以外と分科会所属員の活動は対象外。 ・正式に設置された小委員会、WG活動等を含む。 ・年度単位で計上。活動期間が1年度未満の場合、活動月数によりポイントを配賦する。 ・本活動に伴って該当した他の項目の計上不可(例えば、委員会研究成果の委員による発表や著作等)。 ・支部活動においては活動内容(名称)を記入して書類提出。
	3-2	標準化活動-議長・ラポーター・エディタ	-	-	-	対象外
	3-3	標準化活動-会議参加・寄書作成	-	-	-	対象外
	3-4	照明学会主催・共催の講演会、講座の講師を行った場合	10P/件	-	-	・講師を行うことに伴って該当した他の項目の計上不可(例えば、講演資料の執筆等)。 注)ポスター審査員は座長あるいは委員会でポイントとなるので評価員を対象とする。
	3-5	照明学会全国大会での座長	10P/件	-	-	
	3-6	照明学会支部大会での座長	10P/件	-	-	
	3-7	ポスター評価員 (若手プレゼンテーションの評価員も対象)	10P/件	-	-	
	3-8	通信教育各講座でのレポート採点・講評	1講座につき5ポイント (件数は関係しない)	-	-	
	3-9	大学、研究機関主催の講演会の講師	-	-	-	
	3-10	民間主催の講演会の講師	-	-	-	対象外
	3-11	大学・研究機関・国家プロジェクトの委員長	-	-	-	対象外
	3-12	大学・研究機関・国家プロジェクトの委員	-	-	-	対象外
4・自己学習型	4-1	照明分野関連の公的資格の取得	20P/件	-	無し	・資格取得を示す資料提示が必要。 ・政府機関等が認定又は承認する公的な資格の取得。但し、照明分野の関連資格と当学会が認定するものに限る。その資格の更新は対象外(資格更新時の講習等の受講は、該当項目で計上可)。
	4-2	その他の資格の取得	-	-	-	対象外
	4-3	照明学会通信教育での学習	20P/件	-	無し	新規受講時の1回、受講番号の提示が必要。
	4-4	専門講座の修了認定(照明士)	20P/件	-	-	新規認定時の1回、認定番号の提示が必要。
	4-5	照明コンサルタント認定の更新	5P/件	-	無し	認定番号の提示が必要。
5・実務型	5-1	専門的開発業務	-	-	-	対象外
	5-2	プロジェクトリーダー業務	-	-	-	対象外
	5-3	プロジェクトマネージャ業務	-	-	-	対象外
	5-4	特許の登録	10P/件	-	右記	・登録番号の提示が必要。 ・特許ごとに登録時の1回。但し、対応する他国特許の計上不可。 ・直近5年間の合計上限数は5件。
	5-5	照明学会本部による各種表彰	40P/件	-	-	・照明学会本部の表彰以外は対象外
	5-6	業務上の著しい成果(社内外表彰/学内外表彰)	-	-	-	対象外
	5-7	企業内技術指導(教育、講演、セミナーなど)の講師	-	-	-	対象外
	5-8	企業内・学内成果発表(論文、報告、発表会など)	-	-	-	対象外

他学協会等へのCPD実績登録について
・当学会のCPD実績を他学協会等に登録される場合のポイント数他の取扱いは、その他学協会等の定めによります。詳細は、登録される他学協会等にご確認ください。
・当学会のCPD実績に関する他学協会等への登録は、各位が行っていただきます(当学会では行いません)。

制定・改訂の沿革
2010年4月2日制定
2016年11月20日改訂
2023年6月22日改訂